

◆ 事業の説明

「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」（新規）

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、家庭や地域の教育力が低下しており、未来を担う子どもたちを健やかにはぐくむためには、学校、家庭および地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。

今年度より、これまでの地域住民等の参画による地域の実情に応じて、単独の事業として実施してきた「学校支援地域本部事業」、「放課後子ども教室」、「家庭教育支援」の三つの教育支援活動を、新たに「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」に統合し、それぞれの事業を有機的に組み合わせて、より充実した教育支援活動を実施することが可能となった。

これを受けて県では、これら三つの事業（以下「三事業」）の枠組みを一つにし、滋賀県推進委員会を設置することとし、県内の教育支援活動および総合的な放課後対策のあり方の検討を行うとともに、コーディネーターや安全管理員等の事業関係者の資質向上や情報交換を図るための研修等を行い、教育支援活動等の総合的な推進を図ることとしている。

また、実施市町は、域内の教育支援活動等の運営方法等を検討する「運営委員会」の設置や、教育支援活動等の企画や学校・家庭・地域の調整を行うコーディネーター等の配置、様々な教育支援活動の実施等を行う。

コーディネーターは、域内の教育支援活動等の連携についての調整の他、学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画等を行うことになる。

本事業における教育支援活動は、様々な体験・交流・学習活動等を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性等豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実と地域社会全体の教育力の向上を図ることを目的としている。

前述したように、これまで別々に実施し、それぞれに独立して行ってきた事業を有機的に組み合わせて行うことは、容易なことではない。そこで、今年度は、三つの事業それぞれの関係者に、共通の研修会に参加してもらうこと、そして、まずは互いの事業内容を知ってもらうことに重点を置き、合同研修会や合同成果報告会を開催することとした。

以下、本事業の全体構想および三事業の構想を図示する。

滋賀県学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業

地域住民等の参画による「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援活動」の3つの教育支援活動を支援するとともに、各地域の実情に応じたそれぞれの取組を有機的に組み合わせることにより、充実した教育支援活動を支援する。

【補助率】

都道府県	2/3
市町村	1/3

県・市町の委員会の一本化や合同研修の実施など、各地域の実情に応じた教育支援活動を有機的に組み合わせて実施

〈 県 〉 推進委員会の設置(3部会の設置)

- 県内の事業間の連携や総合的な教育支援活動の在り方の検討
- コーディネーター・教育活動支援員等の研修の実施

〈市 町〉 運営委員会の設置

- コーディネーターの配置
- 活動内容、運営方法の検討
- 支援活動の実施

コーディネーター

・各活動の企画運営の中心となって、学校や地域、地域の団体等との総合的な調整等を行う

安全管理員、教育活動支援員、学習アドバイザー等

・これまでの経験や知識を活かし、学習の支援や専門性のある活動等の支援、子どもの安全確保のための見守りや遊び、交流活動等を行う

研修の実施

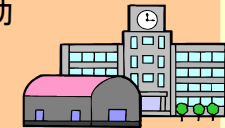
活動の実施

参画・協力・支援
地域住民等

教育支援活動

【学校支援地域本部】 10市町33本部

- ・授業等の学習補助
- ・教職員の業務補助
- ・部活動指導補助
- ・学校行事支援
- ・学校環境整備
- ・登下校の見守り など



【放課後子ども教室】 9市町52教室

- ・活動拠点(居場所)の確保
- ・放課後等の学習指導
- ・自然体験活動支援
- ・文化活動支援
- ・放課後児童クラブとの連携 など



【家庭教育支援活動】 5市町8活動

- ・家庭教育支援チームによる相談や支援
- ・親への学習機会の提供
- ・地域人材の養成 など



地域社会全体で様々な教育支援活動を実施し、地域の教育力の向上を図る

学校支援地域本部

地域ぐるみで学校運営を支援する体制を整備

近年、青少年をめぐる様々な問題が発生しているなどの現状から、教員と子どもが向き合う時間を拡充するため、多忙な教員を支援し、勤務負担の軽減を図ることが重要な課題となっています。

このため、文部科学省では、平成20年度から平成22年度までの3年間、学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する「学校支援地域本部事業」を国委託事業として実施され、地域全体で学校を支えていこうという気運が高まってきました。

今年度は、引き続き補助事業として、より充実した教育支援活動を支援します。

ねらい

ねらい

ねらい

子どもと向き合う時間の拡充

社会教育で学んだ成果を生かす場に

地域教育力の活性化

学校支援地域本部の設置

【構成】 地域コーディネーター、教職員、学校支援ボランティア、PTA・公民館・自治会・民生委員児童委員・子ども会・NPO、企業等の関係者

【内容】 支援事業の企画立案、事業評価
地域コーディネーター養成講座
他の学校への広報、啓発 等

【本県の実施状況】 10市町33本部 73校(小学校57校、中学校16校) 地域コーディネーター(38名)



【退職者】

【有資格者】(免許取得者)

(例) 教員、社会教育主事、司書、学芸員、情報処理、技術者、保育士、看護師、栄養士、体育指導委員 等

【様々な仕事・特技を持つ人】

(例) プロアマスポーツ経験者、文化芸術経験者、海外勤務経験者、伝統文化・音楽経験者、企業技術者、造園業、大工、自然体験活動指導者、レクリエーション指導者、調理師、和裁・洋裁、茶道・華道 等

放課後子どもプラン推進事業

「放課後子ども教室推進事業」は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともにスポーツ・文化活動や学習、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。同事業は厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」(放課後児童クラブ)と一体的あるいは連携した総合的な放課後対策として推進するもので、国、県、市町それぞれ1/3ずつ負担する補助事業である。

県の取組

放課後子どもプラン部会
 教育委員会と福祉部局との連携、研修の企画等、子ども達の放課後対策のあり方について総合的に協議を行う。

放課後子どもプラン指導者等研修会
 コーディネーター、運営委員会委員、安全管理員、ボランティア、専任指導員、関係職員等が一同に集まり、情報交換、情報共有、資質の向上に努める。

市町の取組

放課後子どもプラン運営委員会

- ・事業計画の策定・安全管理方策・広報活動方策・ボランティア等の人材確保
- ・活動プログラムの企画・事業実施後の検証・評価



コーディネーター

- ・両省の事業間の連携調整
- ・参加呼びかけ
- ・関係機関との連絡調整
- ・協力者の確保
- ・活動プログラムの企画等

(放課後子ども教室推進事業)
放課後子ども教室



(放課後児童健全育成事業)
放課後児童クラブ(学童保育)

すべての子ども		対象 下校時に保護者が家庭にいない児童で、おおむね10才未満の児童
学び・体験・遊び・交流の場 地域の大人が、スポーツや学習、文化活動、地域住民や異年齢の子どもとの交流活動を行う。		内容 生活の場 専任指導員が、保護者に代わり、健康管理、安全に対する配慮、活動状況の把握、児童の遊びの指導、活動の意欲や態度の形成、家庭との連絡などを行う。
遊び、学習(宿題)、スポーツ、文化活動など		主な活動 遊び、学習(宿題)
安全管理員 体験活動や交流活動を支援する。子どもたちの安全管理を図る。 学習アドバイザー 学習機会を提供する取組の充実を図る。(地域住民の参加協力)		スタッフ 専任指導員 遊びや生活をとおして、子どもたちの健全育成を図り、安全確保に努める。
小学校の余裕教室、体育館、グラウンド、地域の公民館など		実施場所 小学校の余裕教室、小学校敷地内やその付近の専用施設など
平日の放課後・週末(教室により異なる)		開催日 平日の放課後、土曜(クラブにより異なる)
無料 (教室により保険、材料費などの徴収あり)		利用者負担 月額5,000円~10,000円程度 (施設により異なる)
9市町 52教室 登録者数(調査中) (平成23年度実績)		県内数 19市町 259クラブ 10,543人 (平成23年5月1日現在)

家庭教育支援活動



背景

家庭の教育力の低下

都市化，核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化等により，家庭の教育力の低下が指摘されるなど，社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。また，育児に自信を持ってない保護者が増えている。

教育基本法の改正（「家庭教育」新設）

第10条 父母その他の保護者は，子の教育について第一義的責任を有するものであって，生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに，自立心を育成し，心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は，家庭教育の自主性を尊重しつつ，保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

県の事業（県推進委員会）

- ・総合的な在り方の検討
- ・事業関係者の資質向上や情報交換等の研修会の実施

県推進委員会・部会の開催(年間3回)

家庭教育支援に関する研修会の実施(年間3回)

市町の事業（市町運営委員会）

各地域における子育て経験者など多様な人材の参画

持続可能な支援のための地域人材の養成

・子育てサポーターリーダー等の養成

【養成講座例】

・家庭教育の重要性と支援者の果たす役割、関係機関・地域との連携のコツ等

近江八幡市で実施

家庭教育支援チームの組織化

・家庭教育支援チームによる相談対応や保護者支援

【チーム構成員例】

・子育てサポーターリーダー、民生委員、児童委員、元教員、保健師、NPO関係者等

近江八幡市・日野町で実施

学習機会の効果的な提供

・保護者への学習機会や親子参加行事の企画、提供

【講座例】

・小学校入学時講座、思春期理解講座、父親講座、企業出前講座等

近江八幡市・甲賀市・東近江市・竜王町・日野町で実施

「家庭教育や子育てに無関心、孤立化している親」

子育て中のすべての親への支援

「仕事などで学習会に参加できない親」

身近な地域において、家庭教育に関する学習や相談ができる体制を整え、地域全体で家庭教育を支援する